

小規模事業者経営改善資金融資制度

無担保 無保証人

マル経資金融資

小規模事業者の資金調達を支援します!!

マル経資金融資は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証低利で融資する制度です。

ご融資の条件

限度額 2,000万円

利率 年 2.10% (令和7年12月1日現在)

返済期間 ○運転資金／10年以内 ○設備資金／10年以内

保証人・担保は不要です

据置期間：2年以内

※利率は変動します。

※固定金利です。借入期間中に金利の変動があった場合も金利は据置かれます。



マル経資金融資とは

全国の商工会議所・商工会で6ヶ月以上経営指導を受けた方に対して、(株)日本政策金融公庫が事業資金の融資を行う国の制度です。

飲食店・理美容・旅館クリーニング業などの方も「設備投資資金」のご利用が可能です。

運転資金として

- 商品や材料の仕入に
- 支払手形や買掛金・諸経費の決済に
- 受取サイトの延長や貸倒金の対処に
- 賞与など一時的な支払いに

設備資金として

- 事業用車両の購入や買替えに
- 機械や事務機器の導入や買替えに
- 工場や店舗の増改築に
- 什器備品等の購入に

マル経資金融資をご利用いただける方

- ① 常時使用する従業員数 商業・サービス業5人以下 製造業・建設業等20人以下
- ② 新井商工会議所管内で最近1年以上事業を行っていること
- ③ 新井商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けていていること
- ④ 税金(所得税・法人税・事業税・市県民税等)を完納していること
- ⑤ 許認可等を要する業種はそれを取得していること



※日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用できません。(金融業・保険業・娯楽業・政治、経済、文化団体など)

※ご利用にあたっては、ご融資の条件等からご要望に沿えない場合がございます。

ご相談・お申し込みは 新井商工会議所 (TEL 72-2425) 鈴木・阿部まで